

正副委員長会協議事項

令和 7 年 5 月 26 日

1 委員会の運営について

委員会は、議会基本条例の趣旨を十分に尊重し、適切な運営を行うものとする。

2 委員会の開会時刻について

- (1) 委員会は、委員定数の半数以上の委員が出席可能であれば、全会派がそろっていない場合でも、原則として、あらかじめ委員長が通知した開会時刻になり次第開会する。
- (2) 委員会の定刻開会に向けて、正副委員長の打合せは、原則、開会時刻の30分前に開始する。

3 委員会の当局出席者について

- (1) 当局出席者が体調不良等の場合は、書記を通じて委員長に申し出て退席できることとする。
なお、体調管理の配慮のため、委員会中であっても、当局出席者が自席で水分補給をできることとする。
- (2) 委員会への出席は、説明者（先例168参照）とすることを原則とするが、状況に応じて出席者を絞る等、委員長の判断で柔軟に対応する。
また、随行者が必要な場合は最小限とする。

4 委員会の傍聴について

常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の傍聴については、「委員会傍聴規程」及び「委員会傍聴取扱要領」に基づき、円滑な運営に努める。

5 常任委員会における継続審査の取扱いについて

議案、請願及び陳情を閉会中に引き続き審査しようとする場合、「継続審査とすべきもの」と決するが、会期中引き続き審査しようとする場合は「本会期中なお引き続き審査すべきもの」と決することとする。
なお、「本会期中なお引き続き審査すべきもの」とした案件については、審査結果報告に含めないものとする。

6 特別委員会について

- (1) 特別委員会の特性を生かし、複数の部局の所管に関わる事項等について、専門的、横断的な審査又は調査を行う。
- (2) 参考人制度などを活用し、外部有識者等の知見や県民意見の聴取を積極的に行うとともに、委員間討議により、活発な議論を行うよう努める。
- (3) 特別委員会は、調査等の状況に応じて、適宜、付議事件を選定することができる。
- (4) 常任委員会との関係では、特別委員会で議論した内容に関して、それぞれの会派に

において関係常任委員との連携を深める。

7 請願書又は陳情書の提出について

請願書又は陳情書は、その内容が2以上の委員会にわたるものについては、できる限り所管委員会ごとに分割して提出させる。

なお、分割されないで請願書又は陳情書が提出された場合は、所管委員会ごとに枝番で分けて付託又は付議する。

8 意見書案・決議案の協議について

- (1) 意見書案等の協議に際しては、提出会派の委員からその趣旨説明を行う。その際、提出会派に所属委員がない場合は、委員長から件名と提案趣旨を説明する。
- (2) 委員長は、提出された意見書案等について、各会派の意見等を十分聞くなど、協議の上、提出するかどうかの意思決定をする。
- (3) 委員全員が提出する方向となった場合は、正副委員長が案文を取りまとめ、その内容で委員全員の意見が一致した場合は、案文を提出する。
- (4) 正副委員長による案文調整等については、採決日(第1回定例会における当該年度関係議案を採決する日を除く。)の前日までに行うものとする。

9 口頭陳情の申出について

先例により、請願・陳情に関連のある口頭陳情の申出は、委員会の議決により許否を決めるものとしているが、委員会運営上、申出の受付期限を当該定例会の委員会の採決日の前日(休日を除く)の午後5時までとする。

10 委員会記録の公開等について

- (1) 記録の写しは、委員会記録の作成及び管理に関する要綱の規定に基づき、議会図書室において閲覧に供するほか、県政情報センターにおいても閲覧に供するものとする。
あわせて、県議会ホームページに掲載するものとする。
- (2) 記録の速報版を議会クラウドに掲載するものとする。

11 委員会の調査について (旅費等については、別紙を参照)

- (1) 委員会の調査の実施に当たっては、効率的で、より実効性のあるものとするよう努める。
- (2) 請願書及び陳情書に係る現地調査を努めて実施する。
- (3) 調査の実施方法については、委員会の自主性、独自性を尊重し、委員会で協議、決定する。
- (4) 県内調査における当局出席者は、議事説明者のうち、局長、調査関連の部長及び課長並びに企画調整担当課長等とする。

- (5) 調査は、原則として書記が随行する。
- (6) 調査回数については、次のとおりとする。
- ア 県内調査
 - 常任委員会 年4回以内
 - 特別委員会 年2回以内
 - イ 県外調査
 - 議会運営委員会 年1回以内(2泊3日以内)
 - 常任委員会 年1回以内(3泊4日以内)
 - 特別委員会 年1回以内(2泊3日以内)
- (7) 県外調査は、第1回定例会前に終わるようにする。
- (8) 県内調査及び県外調査は、第2回定例会中に正副委員長間で協議し、その後の委員会において、原則として委員長の発議により委員会で決定する。
- (9) 県外調査において、調査の必要上、海外調査を実施しようとする委員会の委員長は、海外調査実施委員会選定要綱第2条第1項に基づき、委員会海外調査実施計画書を議長に提出しなければならない。
- (10) 調査の記録については、できる限り質疑・応答を記載するなど、詳細な内容に努めることとする。
- (11) 調査の記録の写しは、議会図書室及び県政情報センターにおいて閲覧に供するものとする。
- あわせて、県議会ホームページに掲載するものとする。